

すすのほりよ ふなだち
珠洲郡従り発船して、太沼郡に還りし時、長浜の湾に泊まりて
月光を仰ぎ見て作りし歌一首

4029

すす
珠洲の海に朝開きして漕ぎ来れば長浜の浦に月照りにけり

右の件の歌詞は、春の出挙に依りて諸郡を巡行し、時に当たり、所に当たり、
属目して作りしものなり。

大伴宿祢家持

【右注】

* 珠洲郡：能登半島の突端にある郡。ちなみに、この地の地名を持つ古社、須須神社の男性宮司は「猿女」姓を名のっている。古事記に、猿女氏は天鈿女命の後裔であり、天孫降臨の道に立ちふさがる猿田彦神の名をあらわしたことから、その子孫の女性たちを猿女という語っている。猿女氏は伊勢の海人と深い関係があり、おそらく能登の海人との関係でこの姓があるものと思われる。↓「珠洲の海人」巻十八・4101～05。

* 太沼郡：西本願寺本などに「太沼郡」とあるが、越中にも能登にもこの郡名がないので疑問。より古い写本の元暦校本万葉集には「治布」とあるのでこれを採用し、治布を「治府」すなわち国府（越中国府）の意と考えられている。

* 長浜の湾：巻十七・3901の家持の長歌「布勢の水海に遊覧せる賦」に、「…：松田江の長浜過ぎて 宇奈比川…」とあることから、布勢の水海の海岸部。なお「湾」は歌の「浦」と同じ意味。

【語釈】

* 朝開き：朝、船出して。

【左注】

* 出挙：巻十九・4159「つまま」の木を詠んだのも、天平勝宝二年（750）に春の出挙のために射水郡の旧江村に向いたときのことだった。

* 諸郡を巡行：管轄する地域（当時は能登も越中国）を巡って政務の情況（郡司たちが出挙をきちんと行なっているか）や民情を知ることが国守の役目だった。

【総釈】 方行政長官としての大伴家持と歌

国守は管轄する地域（ここでは越中国内）を巡ってその実情を視察しなければならぬことが律令で定められていた。『令義解』の「戸令」には、毎年管轄する諸郡を巡行して、風俗を観察し、老人の安否を問ひ、犯罪者の刑罰を判断し、人民の患苦を知り、儒教道徳を説き、また農業を勧めることなどの国守の義務が書かれている。

出挙の時期は春三月ごろで、新暦でいえば四月ごろに当たる。家持は、国府のあった射水郡から陸路で能登半島方面の、羽咋郡、能登郡、鳳至（ふげし）郡、珠洲郡、と管

轄する地域を巡り、帰りは半島の北端から国府まで一気に舟で帰ったものらしい。しかし、国府に帰着する前に長浜のあたりで夜になってしまった。国府までもう少しのところであるが、そこで家持は舟を降りた。「泊まりて」とあるのは、舟から降りた意味であるが、あるいはまた夜道を行かずに宿泊したのかも知れない。

霞がかかりやすい春の空も、このときばかりは良く晴れていた。海もまた風いでいたのである。海面に月の光がゆらめいていたかも知れない。松の影を落とした白い砂浜が、幻想的に続いていたかも知れない。そんな風景が想像されるのではないだろうか。

「長浜の浦に月照りにけり」の「けり」はそのときの感動を表わした語である。

乗船して珠洲郡を出たのはその日の朝であった。途中の風景は表現されていないけれども、出拳の検分の役目を終えてのんびりと能登の山々や立山連峰などを眺めながら一日がかりで長浜の浦に着いたものと思われる。